

ID: 5423

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	街並み誘導型地区計画等区域内の斜線制限の緩和認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 68 条の 5 の 5（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日